

○総務省令第三十八号

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二十三号中「第四十八条の九の九第四項」を「第四十八条の九の十第四項」に改める。

第一条の十三第一項第一号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

第二条の二第四項ただし書及び第二条の三第三項ただし書中「第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項」を「第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第七項若しくは第八項」に改める。

第二条の三の三第一項第二号中「除く」の下に「。第三項及び第四項において同じ」を加え、同条中第五項を第十一項とし、第四項を第十項とし、第三項を第九項とし、第二項の次に次の六項を加える。

3 給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳

簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族申告書等

二 公的年金等受給者の扶養親族申告書

三 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書（第二条の五において「退職所得申告書」という。）

4 給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三 その他参考となるべき事項

5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族申告書等を提出した者が当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者の扶養親族申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7 第四項の規定により同項の帳簿を作成した給与支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第四項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

8 給与支払者は、その受理をした第六項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

第二条の三の六第一項第二号中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条中第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（以

下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名、住所又は個人

番号を変更した場合について準用する。

第二条の五第一項中「規定する退職手当等の支払者」の下に「（以下この条において「退職手当等の支払者」という。）」を加え、同条第二項第一号中「法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書（次項において「退職所得申告書」という。）」を「退職所得申告書」に改め、同条第三項中「法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する」を削り、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 退職所得申告書の提出を受ける退職手当等の支払者が、当該退職所得申告書に記載されるべき当該退職所得申告書の提出をする者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該退職所得申告書の提出の前に当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する当該退職所得申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該退職所得申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該提出する者の氏名又は個人番号と異

なるときは、この限りでない。

4 退職手当等の支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書に記載された提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三 その他参考となるべき事項

5 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された退職所得申告書に係る第一項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第三項の規定の適用を受けて退職所得申告書を提出した者が当該退職所得申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

第三条の十四第一号中「第九十一条」を「第五十四条の四」に改める。

第四条の五第二号中「第二十四条第三項」を「第七十二条第五号ただし書」に改める。

第七条の四の四第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構

法」に改め、同条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「同項第二号の健康診断施設、同項第七号のリハビリテーション施設及び同項第八号」を「及び同項第七号」に改める。

第九条の三の次に次の一条を加える。

（法第三百二十一条の四第七項に規定する総務省令で定める方法）

第九条の三の二 法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。）に同条第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨）に係る情報（次項において「通知情報」という。）を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。

2 前項の場合においては、市町村長は、通知情報を受信者ファイルに記録した旨を法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者に対し、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信しなければならない。

第九条の八第一項及び第二項中「第四十八条の九の十六第一項」を「第四十八条の九の十七第一項」に改め、同条第三項中「第四十八条の九の十四第二項」を「第四十八条の九の十五第二項」に、「第四十八条の九の十五第二項」を「第四十八条の九の十六第二項」に改める。

第十条第六項第一号を次のように改める。

一 政令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

第十条の二の二中「第四十八条の九の九第一項（）」を「第四十八条の九の十第一項（）」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 政令第四十八条の九の十第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名

称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

第十条の二の二第四号中「第四十八条の九の九第四項」を「第四十八条の九の十第四項」に改める。

第十条の二の三中「第四十八条の九の十（）」を「第四十八条の九の十一（）」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 政令第四十八条の九の十一に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、

本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

第十条の八第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」

に改め、同条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」

に、「同項第二号の健康診断施設、同項第七号のリハビリテーション施設及び同項第八号」を「及び同

項第七号」に改める。

第十一条の十三（見出しを含む。）中「第五十二条の十の十第二号」を「第五十二条の十の九第二号」

に改める。

第十一条の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十九項」を「第三百四十九条の三第二

十七項」に改める。

第十一条の十五（見出しを含む。）中「第五十二条の十の十二」を「第五十二条の十の十一」に改める。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

（法第三百八十二条の二第一項の閲覧事項）

第十二条の三の二 法第三百八十二条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、政令第五十二条の十四の表第二号から第四号までの上欄に掲げる者については、同表第一号の上欄に掲げる者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）とする。

第十六条の十第一項中「、農業共同組合中央会」を削る。

第十六条の二十二の二第四項第十号イ中「本号」を「この号」に改め、「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

第二十四条の六の二の見出し中「第五十六条の四十」を「第五十六条の四十第一項」に改め、同条中「接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改める。

附則第三条の二の十三を削る。

附則第三条の二の十四（見出しを含む。）中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の十五（見出しを含む。）中「附則第七条第十七項第二号」を「附則第七条第十六項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十六（見出しを含む。）中「附則第七条第十七項第三号」を「附則第七条第十六項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十七の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十項」に改め、同条を附則第三条の二の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条第十四項の薬局等）

第三条の二の十七 法附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第二項

第五号に規定する健康サポート薬局とする。

2 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

附則第四条第二項中「道府県知事」との下に「、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」と」を加え、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|----------|----------------|
| 第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第三項及び第四項 | 財務省令 | 総務省令 |
| 第二十三条の七第十六項第一号、 | 及び住所又は居所 | 、住所又は居所及び個人番号（ |

第十九項第一号及び第二十八項第一号並びに第二十三條の七の二第二項第一号イ

個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

附則第四條第七項第二号中「租税特別措置法第七十條の四第十八項」を「租税特別措置法施行令第四十條の六第四十四項」に改め、同條第十五項第四号中「賃借権等」を「地上権（民法第二百六十九條の二第一項の地上権を除く。）」、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権」に改める。

附則第四條の三の次に次の一條を加える。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四條の三の二 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成二十八年度における第八條の二十三第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第八條の二十五第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載され

ている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

附則第四条の四第十五項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)」を「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ハ」を「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

附則第四条の五第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「附則第十二条の二の三第四項第

二号ニ」を「附則第十二条の二の三第四項第二号ホ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「附則第十二条の二の三第四項第二号ハ」を「附則第十二条の二の三第四項第二号ニ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24 法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

附則第四条の五中第二十項を第二十二項とし、第十七項から第十九項までを二項ずつ繰り下げ、第十六項中「附則第十二条の二の三第三項第二号ニ」を「附則第十二条の二の三第三項第二号ホ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の三第三項第二号ハ」を「附則第十二条の二の三第三項第二号ニ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック

クで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

附則第四条の五中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項中「附則第十二条の二の三第二項第二号ニ」を「附則第十二条の二の三第二項第二号ホ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「附則第十二条の二の三第二項第二号ハ」を「附則第十二条の二の三第二項第二号ニ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

附則第五条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「附則第十二条の三第四項第二号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の三第四項第三号」を「附則第十二条の

三第三項第三号」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十二条の三第四項第四号」を「附則第十二条の三第三項第四号」に改め、同条第六項中「附則第十二条の三第四項第四号」を「附則第十二条の三第三項第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この号において「実施要領」という。）

第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルである自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる事項が記載されていること。

イ 当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であること。

ロ 当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成車であること。

附則第五条の二第七項から第九項までを削り、同条第十項中「附則第十二条の三第六項第五号」を「附

則第十二条の三第三項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十二条の三第七項」を「附則第十二条の三第四項」に、「第六項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

附則第五条の二第十一項を同条第八項とし、同条第十二項から第十四項までを削る。

附則第六条第四項中「附則第十一条第二項第一号ホ(3)」を「附則第十一条第二項第一号ホ(5)」に改め、同条第五項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「貨物」を「第一号に

規定する貨物」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであること。

二 前号に規定する貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫内に設けられているものであること。

附則第六条第六十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十六項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十五項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十六項から第六十四項までを四項ずつ繰り下げ、同条第五十五項を次のように改める。

55 法附則第十五条第三十三項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交

変換装置又は系統連系用保護装置とする。

附則第六条第五十五項を同条第五十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

59 法附則第十五条第三十三項第二号ハに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、当該発電設備の出力が二万キロワット未満のものとする。

附則第六条第五十四項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十四項」に、「同条第三十二項第一号」を「同条第三十三項第一号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十二項第二号」を「附則第十一条第三十三項第二号」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十項を同条第五十三項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十七項を同条第五十項とし、同条第四十六項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を

同条第四十九項とし、同条第四十五項を同条第四十八項とし、同条第四十四項中「老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は」を削り、同項を同条第四十七項とし、同条第四十三項を同条第四十六項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十項を同条第四十三項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十七項第三号」を「附則第十一条第十八項第三号」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第二号」を「附則第十一条第十八項第二号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十六項第二号中「旅客会社又は」を「旅客会社、」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第三十八項とする。

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車

附則第六条第三十四項を同条第三十七項とし、同条第三十三項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な」を「土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項第四号中「又は第二項」を削り、「貨物会社又は」を「同条第二項に規定する貨物会社、」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十項第一号」を「附則第十一条第十項第一号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項か

ら第二十七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十三項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項第一号中「供されていた車両（」の下に「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両（次号において「承継車両」という。）のうち、」を加え、同項第二号中「の車両」の下に「（承継車両を事業の用に供しなくなったことに伴い、当該車両に代えて当該事業の用に供されるものに限る。）」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項から第十九項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十五項中「附則第十五条第二項第六号」を「附則第十五条第二項第七号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「附則第十五条第二項第五号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「並びに同法第九条の八第一項」を「及び同法第九条の八第一項」に改め、「及び同法第九条の十第一項の認定」を削り、同

項を同条第十五項とし、同条第九項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第八項中「から第六号まで」を「及び第二号」に、「について」を「の種類に応じ」に改め、同項の表を次のように改める。

| 機械設備の種類 | 基準 |
|---------------|---|
| 一 到着時刻表示装置 | 映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器であること。 |
| 二 特定搬出用自動運搬装置 | 搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。）が取り付けられたものであること。 |

附則第六条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 10 政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定める施設は、貨物を積み込み、又は取り卸すための荷さばきの用に供する施設から駅までの経路のうち貨物を効率的に輸送するために最も適切な経路を構成する輸送の用に供するものとする。

11 政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する設備に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第六条第七項の次に次の一項を加える。

8 政令附則第十一条第三項第一号に掲げる貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものは、政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が提供する当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムとする。

附則第六条に次の三項を加える。

72 政令附則第十一条第四十一項第七号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一 農業用道路

二 林道

73 法附則第十五条第四十四項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

| | |
|---|---|
| <p>一 政令附則第十一条第四十 項第一号に規定する一般送 配電事業者</p> | <p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p> |
| <p>二 政令附則第十一条第四十 項第二号に規定する電気通 信事業者</p> | <p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するた めの土木設備</p> |
| <p>三 政令附則第十一条第四十 項第三号に規定する事業者</p> | <p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを 收容し、又は保護するための設備</p> |

74 法附則第十五条第四十五項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当
該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当

該農地中間管理権が新たに設定されるものとする。

附則第六条の四第一号中「北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社（次号において「北海道旅客会社等」という。）が日本貨物鉄道株式会社」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社（次号において「旅客会社」という。）

）が同条第二項に規定する貨物会社（次号において「貨物会社」という。）」に改め、同条第二号中「日本貨物鉄道株式会社が北海道旅客会社等」を「貨物会社が旅客会社」に改める。

附則第七条第九項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 政令附則第十二条第三十六項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

附則第十八条中「附則第三十五条の二の五第二項」を「附則第三十三条の二の二第二項又は附則第三十五条の二の五第二項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同条の表第三条の十第一項の項中「第三条の十第一項」を「第一項」に改め、同表第三条の十第二項の項中「第三条の十第二項」を「第二項」に改める。

附則第二十四条の二の見出しを「（法附則第五十六条の二第二項の書類）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十三条の二第二項」を「附則第三十三条の二」に改め、同項を同条とする。

第三号様式別表表面中「60日」を「3ヶ月」に、「興業申立て」を「審査請求」に、「決定の決定」を「裁決の送達」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

第五号の十四様式備考2中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

第五号の十四の二様式備考2に次のように加える。

(8) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

第十二号の十様式中備考9を備考10とし、備考2から備考8を1ずつ繰り下げ、同様式備考1中「場合

には」や「又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には」に改め、「事実」の次に「又は契約不履行等事由」を加え、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考2の前に次のように加える。

1 この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。

第十二号の十一様式備考に次のように加える。

3 「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。

第十二号の十三様式を次のように改める。

第十二号の十三様式 挿入

第十二号の十四様式を次のように改める。

第十二号の十四様式 挿入

第十二号の十五様式を次のように改める。

第十二号の十五様式 挿入

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 挿入

第十七号様式別表の表中「扶養親族等」を「扶養親族」に改め、同様式別表記載要領8(ロ)を次のように改める。

(ロ) 配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合

配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。氏名の後には(配特)と記載し、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。

第十七号様式別表記載要領9(イ)中「当該」を削り、同表記載要領9(ロ)中「若しくは第5項」を、「第5項若しくは第8項」に、「同条第5項」を「同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項」に改め、同表記載要領9(ニ)中「若しくは第5項」を、「第5項若しくは第8項」に改め、同表記載要領9(三)中「又は第5項」を、「第5項又は第8項」に改め、同表記載要領14中「扶養親族等」を「扶養親族」に改め、「又は配偶者特別控除の対象となる配偶者」を削る。

第二十五号の三様式（裏面）5中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「決定」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の四の改正規定中、「同条第九項」を、「同条第八項」に改める。

附則第一条第五号中「第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十一」に、「第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十一」に、「第四十八条の九の十八第三項」を「第四十八条の九の十九第三項」に改める。

附則第十条中「第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十一」に、「第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十一」に、「第四十八条の九の十八第三項」を「第四十八条の九の十九第三項」に改める。

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第三条 地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「東京都三宅村」を「福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村」に、「平成十三年度」を「平成二十八年度」に、「平成十七年度」を「平成三十二年度」に、「同村」を「当該市町村」に、「平成七年」を「平成二十二年」に、「平成十二年九月三十日」を「平成二十七年九月三十日」に、「平成七年九月三十日」を「平成二十二年九月三十日」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第六号中「第四十八条の九の十六」を「第四十八条の九の十七」に改め、同条第七号中「第四十八条の九の十七」を「第四十八条の九の十八」に改める。

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第五条 自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「東京都三宅村」を「福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町

、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村」に、「平成十三年度」を「平成二十八年度」に、「平成十七年度」を「平成三十二年度」に、「同村」を「当該市町村」に、「平成七年」を「平成二十二年」に、「平成十二年九月三十日」を「平成二十七年九月三十日」に、「平成七年九月三十日」を「平成二十二年九月三十日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 公布の日
- 二 第一条中地方税法施行規則第二十四条の六の二の改正規定 平成二十八年五月二十一日
- 三 第一条中地方税法施行規則第一条の七第二十三号、第九条の八、第十条第六項第一号、第十条の二の二及び第十条の二の三の改正規定並びに同令附則第四条第二項及び第三項後段の改正規定並びに第四条の規定並びに次条第四項の規定及び附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報

通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（「第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一」に改める部分に限る。）に限る。） 平成二十九年一月一日

四 附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「附則第十五条第九項」を

「附則第八条の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、「第九条第十八項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項」に改める部分に限る。）に限る。

） 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

五 第一条中地方税法施行規則附則第六条第四項及び第五項の改正規定、同条第三十五項の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同項を同条第三十八項とする改正規定、同条第三十四項を同条第三十七項とし、同条第三十三項を同条第三十六項とする改正規定、同条第三十二項を同条第三十五項とする改正

規定、同条第三十一項の改正規定（第四号に係る部分を除く。）、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とする改正規定、同条第二十九項の改正規定、同項を同条第三十二項とする改正規定、同条第二十八項の改正規定、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げる改正規定、同条第二十三項の改正規定（「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改める部分に限る。）、同項を同条第二十六項とする改正規定、同条第二十二項の改正規定、同項を同条第二十五項とする改正規定、同条第二十一項の改正規定、同項を同条第二十四項とする改正規定、同条第二十項の改正規定、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項から第十九項までを三項ずつ繰り下げる改正規定、同条第十五項を同条第十八項とする改正規定、同条第十四項を同条第十七項とする改正規定、同条第十三項を同条第十六項とする改正規定、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第九項から第十一項までを三項ずつ繰り下げる改正規定、同条第八項の改正規定、同項を同条第九項とし、同項の次に二項を加える改正規定並びに同条第七項の次に一項を加える改正規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三の三第三項から第八項までの規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第二項に規定する申告書又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項に規定する申告書を提出する場合について適用する。

2 新規則第二条の三の六第二項から第五項までの規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する申告書（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により提出するものを含む。）を提出する場合について適用する。

3 新規則第二条の五第三項から第六項までの規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に係る法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書について適用する。

4 新規則第十条第六項第一号、第十条の二の二第一号及び第十条の二の三第一号の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に提出する地方税法施行令（以下「政令」という。）第四十八条の九の八第一項若しくは第四十八条の九の十第一項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請書又は政令第四十八条の九の十一（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する届出書について適用し、同日前に提出した政令第四十八条の九の八第一項若しくは第四十八条の九の十第一項に規定する申請書又は政令第四十八条の九の十一に規定する届出書については、なお従前の例による。

5 新規則第三号様式別表表面は、施行日以後に行われる法第三百二十一条の四第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三百二十一条の六第一項の規定による通知について適用し、施行日前行われた法第三百二十一条の四第一項又は第三百二十一条の六第一項の規定による通知については、なお従前の例による。

6 新規則第五号の十四様式、第五号の十四の二様式及び第十七号様式別表は、施行日以後に法第五十条の九及び第三百二十八条の十四の規定により提出し、若しくは交付するこれらの規定に規定する特別徴収票

又は法第三百十七條の六第一項若しくは第三項の規定により提出するこれらの規定に規定する給与支払報告書について適用し、施行日前に法第五十條の九及び第三百二十八條の十四の規定により提出し、若しくは交付したこれらの規定に規定する特別徴収票又は法第三百十七條の六第一項若しくは第三項の規定により提出したこれらの規定に規定する給与支払報告書については、なお従前の例による。

7 法附則第三十五條の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一條の三十一第二項の規定により第一條による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第十二號の十三様式から第十二號の十五様式までによる同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二號の十三様式から第十二號の十五様式までによる同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。

（地方消費税に関する経過措置）

第三條 新規則第七條の二の八及び附則第三條の二の三の規定は、平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三號。以下「改正令」という。）による改正後の政令（以下「新令」という。）第三十五條の十七第一項及び附則第六條の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。次項及び第三項において同じ。）とする徴収

取扱費（法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。次項及び第三項において同じ。）の支払から適用する。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。第三項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令第三十五条の十七第一項」とあるのは「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令附則第六条の十一第一項」とあるのは「改正令附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項」とする。

2 平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（政令第三十五条の十七第一項に規定する）」とあるのは「平成二十八年三月の徴収取扱費基

礎額（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十八年四月及び五月の」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十八年四月及び五月の」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の

三の規定の適用については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三百三十五号の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三百三十五号の十七第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十八年四月及び五月の」と、第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱

費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十八年四月及び五月の」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新規則附則第四条第七項及び第十五項の規定は、施行日以後に新令附則第十条第七項又は第二十三項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正令第一条の規定による改正前の政令附則第十条第七項又は第二十三項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会に対する新規則第十六条の十第一項の規定の適用については、同項中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律

第六十三号) 附則第十条に規定する存続中央会」とする。

2 新規則附則第六条第二十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十三項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第三十五項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第三十二項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第四十七項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第四十四項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 改正令附則第十一条第六項に規定する鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産又は車両とする。

6 改正令附則第十一条第六項に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路

設備、電路設備、停車場、変電所及び車両とする。

7 平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「改正法」という。）附則第十八条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第三項に規定する車両等に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則第五十六条の二第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第十八条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十条の二第三項」とする。

8 新規則第二十五号の三様式は、施行日以後に法第三百六十四条第五項の規定により徴収する固定資産税の納税通知書として交付（以下この項において「交付」という。）がされる場合について適用し、施行日前に交付がされた場合については、なお従前の例による。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第七十四条の十一第二項」の下に「、第四百四十四条の二十第二項」を、「第十九条の七第三項」の下に「、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項」を加え、「、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項」を「及び第六百三条の二の二第二項」に改め、「第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。」の下に「並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項」を加え、「及び第十四条の十一第二項」を「、第十四条の十一第二項及び第十四条の十八第九項」に、「第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項」を「第七十三条の二十五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）」に改め、「、第三百二十一条の七の十二第三項」を削り、「

第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項」の下に「(第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第七十二条の五十七の二第四項」及び「第三百二十一条の七の十二第四項」を削り、「第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項」の下に「(第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第一条第二項において、第五十三条第二十二項及び第二十三項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十四項」を「から第二十三項まで、第三十四項」に、「まで及び第十二項」を「まで、第十二項及び第十五項」に改め、「第七十二条の二十五第十二項」の下に「及び第十五項」を加え、「第七百五十条第一項、第二項及び第四項(同条第一項及び第二項)」を「第七百五十条第一項及び第三項(同条第一項)」に、「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に、「附則第十五条第九項」を「附則第八条の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項(同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第十八項、第

九条の二の二第二項、第十五条第九項」に、別表地方税法施行令の項中「第三十二条の四第三項、第三十条の五第三項」を「第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項」に、「第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、」を「第四十三条の十四第四項、第四十三条の十六第二項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び」に改め、「及び第五十六条の十一第二項」を削り、「第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び」を「第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び」に、「第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一」に、「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一」に、「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条の三の二、第三条の三の三第一項及び第二項、第五条の二」を「第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、第五条第二項」に改め、「、免税軽油譲渡届出書」を削る。